

# 発達障害の理解のために



岡山市発達障害者支援センター  
TEL (086) 236-0051

「発達障害」は一見してわかる障害ではないため、既存の障害福祉制度の谷間に置かれ、気づきや対応が遅れがちでした。そのため、平成 17 年 4 月より発達障害者支援法に基づいた取り組みがスタートしています。発達障害者支援法において「発達障害」とは、下の図にあるもの与其他これに準ずる脳の機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。それぞれの障害特性やライフステージに応じた支援を国・自治体・国民の責務と定めています。岡山市では発達障害者支援センターが中心となって、発達障害のある人が暮らしやすい社会になるように取り組んでいます。



近年の調査では発達障害の特徴を持つ人は稀な存在ではなく、身近にいることがわかってきました。「急に予定が変わること」「初めての場所や人」「書くことや読むこと」「一つのことに集中して取り組むこと」「整理整頓」「騒がしい場所」「あいまいなルール」などそれぞれ苦手なことがあります。年齢や環境によって目立つ特徴が違ってくることもあります。「育て方の問題だ」「なまけている」「厳しくしたほうがいい」など誤解されていることもあります。大切なことは、早い時期から周囲の理解が得られ、必要な支援や環境の調整が行われることです。その人その人に合った支援があれば、誰もが自分らしく生きていけるのです。



岡山市発達障害者支援センターひかりんくは、発達障害児・者への支援を総合的に行うことを目的とした専門機関です。発達障害児・者やその家族からの相談に応じて適切な支援を行っています。また、岡山市の実情を踏まえ、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関と連携し支援ネットワークを構築しています。